

# 保険の基礎知識

—消費生活相談に  
対応するために



桜井 健夫 Sakurai Takeo

東京経済大学現代法学部教授、弁護士  
日弁連消費者問題対策委員会幹事、国民生活センター紛争解決委員会特別委員。1978年一橋大学法学部卒、1980年弁護士登録。複数の法科大学院で2004年から消費者法を講義。

## 保険に関する法律(2) 保険業法

本連載では、消費者の視点で保険法と保険業法を分かりやすく解説し、具体的な相談事例を交えながら新しい情報を届けていきます。

### 1. 保険業法の適用範囲など

保険業法は保険会社の監督法です。保険会社の組織や業務の監督、募集規制などを規定しています。その下に、保険業法施行令、同施行規則があり、さらにその下に「保険会社向けの総合的な監督指針」(以下、監督指針)があります。加えて、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会などの業界団体が、多数の自主規制規則(ガイドライン等)を設けています。共済団体には保険業法の適用はなく、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、消費生活協同組合法(全労済、都民共済、CO・OP共済などの生協共済が対象)などがその監督法です。このほか、保険に似ていても1,000人以下の者を相手方とするものや、地方公共団体が行うものなど、一定の場合は保険業法の対象となりません。保険、共済のうち投資性の高いものを特定保険、特定共済として区別し、これらの販売に関しては金融商品取引法の行為規制の一部(広告規制、書面交付義務、適合性原則等)が準用されます(保険業法300条の2、農業協同組合法11条の10の3、中小企業等協同組合法9条の7の5第3項)。

### 2. 免許・登録等

生命保険業免許を受けた者を生命保険会社、

損害保険業免許を受けた者を損害保険会社といい、内閣総理大臣の監督に服します。株式会社と相互会社(保険契約者を社員とする社団)があります。

生命保険の募集(保険契約の締結の代理または媒介)を行う者(生命保険会社の役員、使用人、委託・再委託を受けた者、その役員、使用人)を「生命保険募集人」、損害保険の募集を行う者(損害保険会社の役員、使用人、損害保険代理店、その役員、使用人)を「損害保険募集人」といいます。生命保険募集人、損害保険代理店には、内閣総理大臣の登録を受ける義務(保険業法276条)、損害保険代理店の役員・使用人には内閣総理大臣への届出義務(保険業法302条)がありますが、損害保険会社の役員、使用人は、登録も届出も不要です。

「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内(損害保険は2年以内、それ以外は1年以内)であって、保険金額が1000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下(損害保険は1000万円以内、それ以外は、疾病死亡等300万円、傷害死亡等600万円、傷害疾病損害80万円等。これらの合計1000万円以内)の保険のみの引き受けを行う事業(保険業法2条17項、272条1項)です。「少額短期保険業者」とは、保険業法の登録を受けて少額短期保険業を行う者をいいます

(保険業法2条18項)。登録で足りるので約款についても認可は不要です。少額短期保険業者と契約してその募集を行う者を「少額短期保険募集人」といい、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません(図)。

### 保険仲立人

保険契約の締結の媒介であって「生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介」以外のものを行う者をいいます(保険業法2条25項)。内閣総理大臣の登録が必要です(保険業法286条)。1995年に設けられた保険ブローカー制度ですが、規制が厳格であるため、法人向けの損害保険で使われる程度であまり利用されてきませんでした。そこで2014年5月に規制緩和され、長期にわたる保険契約の締結の媒介を行う場合に、内閣総理大臣の認可を不要としました(公布日から3カ月以内に施行)。

要します(保険業法123条1項)。

普通保険約款や算出方法書は、記載された事項が所定の基準に適合するものであることが必要です(保険業法5条1項3号、4号)。

## 4. 募集・販売の規律

### ●説明確保措置等の義務(保険業法施行規則53条の7、保険業法100条の2)

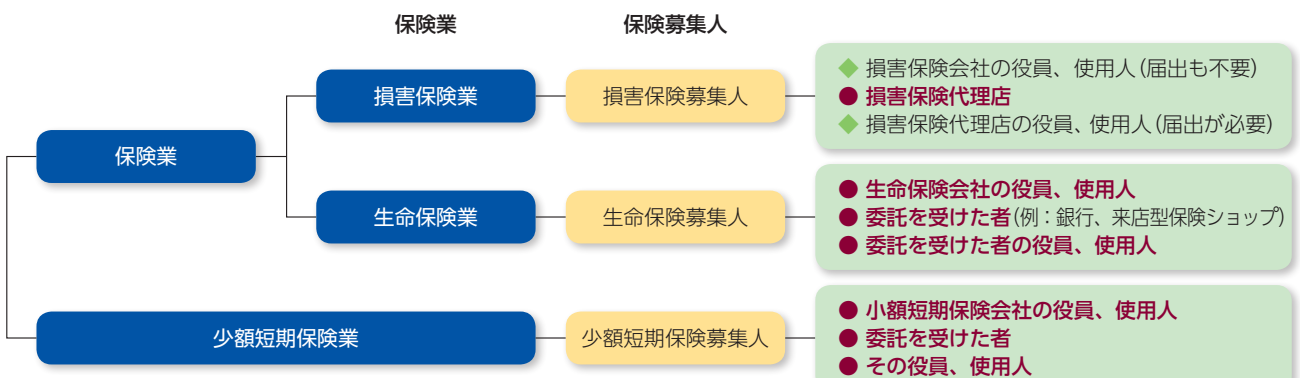
保険業務(保険業法97条)、付随業務(保険業法98条)、有価証券関連業務(保険業法99条)の規定を受けて、保険業法施行規則53条の7は、これらのいずれを営む場合も、保険会社はこれらの業務の内容および方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品または取引の内容およびリスクの説明ならびに犯罪を防止するための措置を含む)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない、と規定します。

保険業法100条の2は次のとおり規定します。「保険会社は、その業務に関し、この法律又は他

## 3. 業者監督

保険業の免許申請の際は、定款のほか ①事業方法書 ②普通保険約款 ③保険料および責任準備金の算出方法書を添付することを要し(保険業法4条2項)、後にこれらに定めた事項を変更する場合は、原則として内閣総理大臣の認可を

図 保険業・保険募集人の分類



(●は登録が必要)

の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

これを受けて、意向確認書の作成、交付などの体制が整備されています(監督指針Ⅱ-4-5-1-2参照)。これらに違反して保険契約者の保護に欠ける場合は、監督上の制裁を受けることがあります(保険業法132条1項)。

### ●明示義務(保険業法294条)

保険募集人は、保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し、①所属保険会社等の商号、名称または氏名 ②自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、または保険契約の締結を媒介するかの別 ③その他内閣府令で定める事項を明らかにしなければなりません。違反した場合は、監督上の制裁を受けることがあります(保険業法307条1項3号)。

### ●禁止行為(保険業法300条)

保険会社、保険募集人等は、保険契約の締結または保険募集に関して、次の行為が禁止されています。

①虚偽告知・契約条項のうちの重要事項不告知(1項1号) ②顧客の虚偽告知教唆(1項2号) ③顧客の告知妨害・不告知教唆(1項3号) ④不利益事実不告知乗換え(1項4号) ⑤保険料の割引、割戻等の特別利益提供(約束)(1項5号) ⑥比較誤解告知・表示(1項6号) ⑦契約者配当、剰余金分配等、金額不確実な事項についての断定的判断提供、確実性誤解告知・表示行為(1項7号) ⑧保険持株会社等が特別利益供与を約し、または提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為(1項8号) ⑨内閣府令で定める行為(1項9号、保険業法施行規則234条1項1号～19号)

①～⑨に違反した場合は、監督上の制裁を受けることがあります(保険業法307条1項3号)。違反の民事効果は保険業法には規定がありません。保険法によるほか、一般の不法行為、債務不履行、消費者契約法による取消し等の問題となります。

### ●クーリング・オフ(保険業法309条)

保険契約の申込みをした者は、以下の場合を除き、書面によりその保険契約をクーリング・オフ(申込みの撤回または解除)できます。

クーリング・オフができないのは、①法定書面受取日(電子情報送信の場合は申込者のパソコンに記録された日。2項、3項)と申込日との遅い日から起算して8日を経過したとき(1項1号) ②営業もしくは事業のために、または営業もしくは事業としての申込みであるとき(1項2号) ③法人、法人でない社団・財団、国、地方公共団体の申込み(1項3号) ④保険期間が1年以下(1項4号) ⑤法令により加入を義務づけられているとき(1項5号) ⑥申込者等が保険会社等、外国保険会社等、規模が大きい保険募集人(特定保険募集人)または保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合(1項6号、保険業法施行令45条各号)です。

このクーリング・オフは、その保険契約のクーリング・オフ書面を発信した時に効力を生じます(4項)。保険会社等はそれに伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求することができず(5項)、受け取った金銭があれば返還しなければなりません(6項)。ただし、解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額は請求できるし、留保できます(5項、6項)。片面的強行規定です\*1(10項)。

\*1 保険法と比べて保険契約者側に有利な約款の定めは有効だが、保険法に比べて保険契約者側に不利な約款の定めは無効となる規定。

## 5. 所属保険会社の賠償責任 (保険業法 283 条)

保険募集人が所属する保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負います(1項)。ただし、相当の注意をし、かつ、損害の発生防止に努めたときは適用しません(2項)。不法行為の使用者責任(民法715条)の特則です。

## 6. 募集・販売の新しい規律

禁止行為が中心だった保険業法が2014年5月23日に改正され(公布5月30日)、保険募集の基本ルールが創設されました(公布後2年以内施行)\*2。

### ●情報提供義務(保険業法 294 条)

保険会社、保険募集人等は、保険契約の内容その他保険契約者等に参考になる情報を提供しなければなりません。

### ●適合性原則(保険業法 294 条の 2)

保険会社、保険募集人等は、顧客の意向を把握し(意向把握義務)、これに沿った保険契約の締結等の提案を行わなければなりません。

### ●体制整備義務(業務運営に関する措置)(保険業法 294 条の 3)

保険会社、保険募集人等は、重要事項説明、顧客情報の適正な取り扱い、委託先管理を含めた業務の適切な運営を確保するための体制整備を講じなければなりません。

### ●帳簿書類の備付(保険業法 303 条)・事業報告書の提出(保険業法 304 条)

一定以上の規模の保険募集人は、その業務に関する帳簿書類を作成・保存するとともに、事業年度経過後3カ月以内に事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければなりません。

### ●報告徴収・資料提出、立入質問検査権(保険業法 305 条)

登録義務のある保険募集人から業務の委託を受けた者等に対し、監督職員は、その業務または財産に関し参考となるべき報告または資料の提出を命じることができます。



\* 2 保険業法等の一部を改正する法律の概要  
<http://www.fsa.go.jp/common/diet/186/02/gaiyou.pdf>